

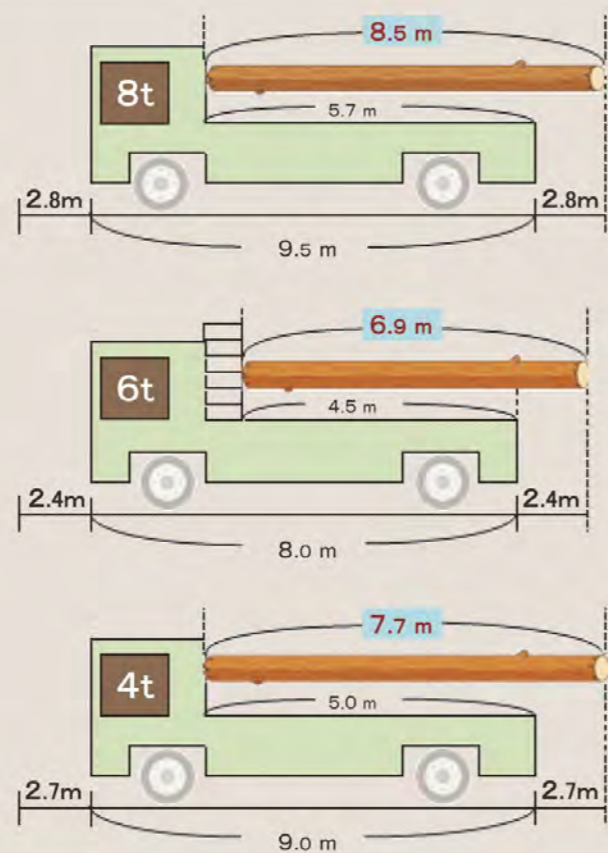
「材運搬の長さ制限」について

トラックを利用して足場材等を運搬する場合、トラックの長さの1/10を超えた長さだと「制限外積載」の許可を警察署もしくは交番へ申請する必要があります。

当組合は年度初めに許可を受けていますので、材運搬を依頼される方がトラックごとに申請をする必要はありません。右図のように車体の前後それぞれからトラックの長さの3/10を超えない長さまで運ぶことができます。

林業に従事して、材運搬を依頼される方も少なくなりましたが、オペレーター付きトラックも利用頂けますので、ご相談下さい。

(*右図は当組合所有のトラックの場合)



造林補助事業

(委託・代理申請 共通)

● 全ての作業種において写真(着工前・作業中)が必要です。事前にご連絡下さい。組合で写真を撮らせて頂きます。



- 地目は、山林に限る。
- 1ヶ所 0.1ha (1反) 以上の面積が必要
- 植付けは植栽本数 概ね 1,000本/ha以上
- 枝打ちは、枝打ち幅1m以上が必要

採択基準

令和2年度

作業種 林齢	植付	下刈	枝打	除伐 間伐	森林 作業道	備考
1年生	●	●			●*①	*① 森林施業の効率性の向上に貢献する箇所に限る
2年生~ 10年生		●*②	●		●*①	*② 6年生以上は雑草目が繁茂している場合に限る
11年生~ 90年生			●	●*③	●*①	*③ 伐採率 20%以上または30%以上

利用間伐の場合【市場等の入荷伝票】【伐採木搬出の写真】の提出が必要です。組合で撮らせて頂きます。

森林組合法の一部を改正する法律案の概要

法律案の概要

1. 組合間の多様な連携手法の導入

- (1) 森林組合及び森林組合連合会の主要事業である販売事業等を譲渡するには総会の決議又は特別決議を経る必要がある旨を規定する。
- (2) 森林組合又は森林組合連合会がその事業を分割して他の森林組合又は森林組合連合会に承継させることを可能とする、吸収分割の制度を導入する。
- (3) 2以上の森林組合又は森林組合連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする、新設分割の制度を導入する。

2. 正組合員資格の拡大

森林所有者である個人と同一の世帯に属する者のうち当該個人から指定を受けた一人については正組合員となることのできる旨の規定について、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることができる人数の上限を設けないこととする。

3. 事業の執行体制の強化

- (1) 販売事業を実施する森林組合及び森林組合連合会に対し、販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を一名以上配置することを義務付ける。
- (2) 理事の年齢・性別に着しい偏りが生じないように配慮すべき旨の規定を追加する。
- (3) 森林組合及び森林組合連合会が事業を行うに当たっては、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならぬ」旨を明記する。

施行日：令和3年4月1日

今後、改正における効果としては、

1. 新たな需要先の開拓やスケールメリット(*1)による経営基盤の強化
2. 後継者育成や女性参画の促進
3. 販売事業等の強化による組合員への利益還元や林業従事者の就業条件の改善などが考えられます。

(*1) 同種が多く集まることにより、単体よりも大きな効果を得られる

第37号

大紀森林組合だより

令和2年9月 発行



表紙 中谷よう子さん

安全性と効率性アップ!!
伐倒から造材までこなす
ロングリーチハーベスタ

もくじ

- 山の木・庭の木~里山の暮らし応援
- 「正しい伐倒方法」の講習会
- 材運搬の長さ制限 / 造林補助
- 森林組合法の一部改正

〒519-2802
三重県度会郡大紀町崎 239-2

TEL. 0598-74-0224
FAX. 0598-74-0379

業務 E-Mail taikisin @ma.mctv.ne.jp
総務 E-Mail taikisom @ma.mctv.ne.jp

「山の木から庭の木まで」

大紀森林組合は 里山の暮らしを応援します



▲ 冷たい川に浸かりながらの作業

大内山「どんどの大杉」は三重の樹木百選に選定されている名木ですが、腐敗が進み、徐々に傾いていた1本が根返って倒れました。



平成14年に「組合だより」の表紙を飾った倒木以前のどんどの大杉



傾斜地で伐倒場所のない人家裏の作業は、非常に危険です。皆さんも、早めの処理を心がけてください。

安全・指導対策室の寒川は、難易度の高い様々な現場で、室長として率先して作業をしており、当組合の安全指導、技術指導の中心人物です。大宮町森林組合から合併後の大紀森林組合へと勤続33年目となり、来年は還暦でひと区切りを迎えます。卓越した技術は当組合の自慢であり、本人からは「まだまだ若い者には負けないという気構えで頑張ってます。」と頼りになる力強い言葉が返ってきています。



「正しい伐倒方法」講習会の取り組み

業務課班長 片岡淳也

林業においてもっとも多い死亡災害は伐倒作業中です。発生理由の多くは「かかり木」の不適切な処理方法に起因しています。しかし、間伐作業でまったく「かかり木」を作らないというのは難しい作業です。「決めた所へ木を倒す」事が「かかり木」を減らす一番の近道だと考えます。そこで新しい試みとして、「正しい伐倒方法」のみに焦点を絞った講習会を5日間実施しました。対象者は初心者3名、4年目1名で、講師は2名の現業職員が務めました。

講習内容は「基本を徹底的に行う」ことです。山林ではなく平地で2m程度の端材を使い、受け口、追い口、ツル幅の位置や角度・割合を(図1)に近づけて行きます。反復練習でチェーンソーの動作自体はよくなりますが、新人も伐倒経験の浅い4年目の職員もこの基本を習得するまで3日を費やしました。ここでのポイントは経験者でも基本が出ていないという事です。基本がなくても「経験と感覚」で伐倒作業は行えます。災害が減少していかないのは「基本と理屈」をないがしろにしている結果がまねいていると考えます。

今後は定期的にこのような機会を設けることにより、経験者も自身の欠点を自覚でき、改善していくことで技術が向上し、災害を減らすことが出来るはずで、努力なくしてゼロ災害はありません。常に努力する習慣と安全意識を持ち続ける森林組合でありたいと思います。

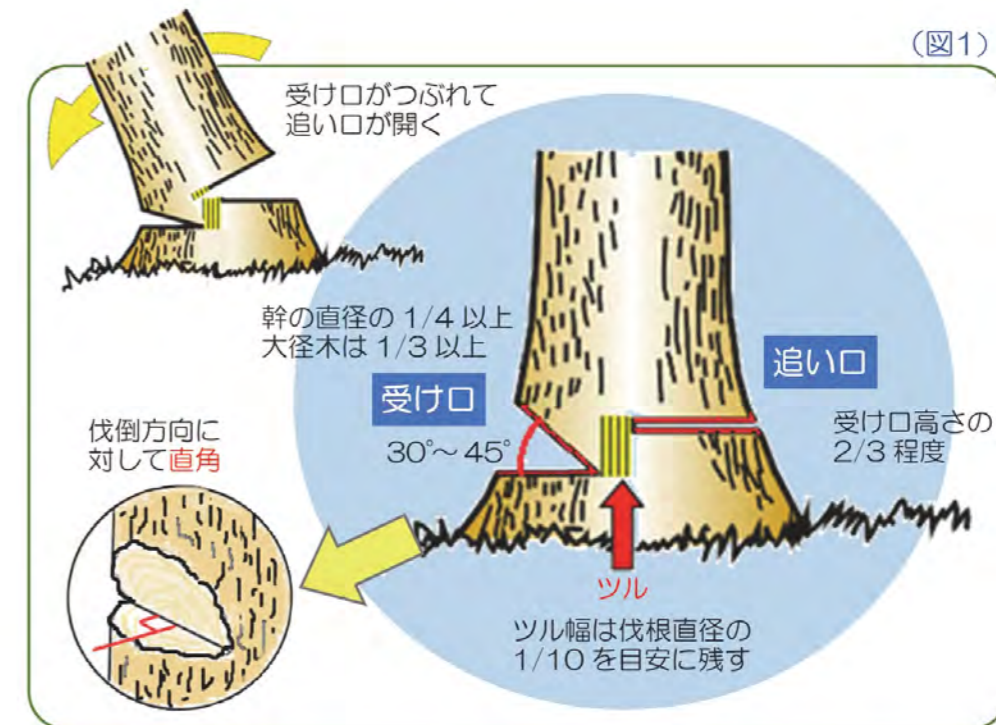


図1の基本を徹底的に指導

林業従事者が少なくなり高齢化が進む中、当組合では町内の皆様から様々な依頼仕事を頂いています。近年特に、難易度の高い支障木処理の依頼が増加しています。伐倒場所が無く、高所作業車やクレーンで数回に切り下ろさないと処理できない現場や、狭くて重機や車両が入れず、人力で伐倒木に登り、ロープやワイヤーを使用し小さく切り下ろす現場等、非常に危険を伴う作業になります。危険木の処理は安全作業に細心の注意が必要な上、周りとの連携等、チームワークも大変重要になります。(寒川)



01 錦の人家裏

人家に損傷が及ばない伐倒技術が要求される急斜面の作業

02 並大神社の支障木

電線が張り巡っている国道沿いの枝落しは、細かな神経を使う作業

03 大紀中学校の巨木

17m高所作業車を使用したメタセコイヤの枝落としと成長を抑制する芯止め作業

04 庭木の剪定

夏季に集中しがちな剪定依頼は猛暑の中、見た目以上に厳しい作業

05 台風の風倒木処理

河川や林道の風倒木等による被害拡大を防ぐため、迅速な処理が必要な現場

06 滝原神宮内の伐倒

神域内のお社に隣接する枯損木の伐倒・玉切り作業および風倒木処理

07 草刈り

休耕田や空地、太陽光パネル周りの草刈り作業の他、除草剤散布も依頼あり

08 錦の人家裏

急傾斜地の山肌の真下に人家がある、危険な伐倒作業



平地での練習が実地でも対応できているが確認



受け口・ツル・追い口の正しい位置の指導